



2021年5月11日

各 位

会社名 アサヒホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 東浦 知哉
(コード番号 5857 東証第1部)
問合先責任者 企画部長 長合 邦彦
(TEL 03-6270-1833)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、本年6月15日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条を変更いたします。
- (2) 独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、株主総会および取締役会の議長が代表取締役に限定されている現行定款第13条ならびに第21条を変更し、代表取締役以外の取締役が議長になることを可能といたします。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月15日(予定)

定款変更の効力発生日 2021年6月15日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～14. <条文省略></p> <p><u>15. 労働者派遣事業法に基づく一般および特定労働者派遣事業</u></p> <p><u>16. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業</u></p> <p><u>17. 古物業</u></p> <p><u>18. 住宅設備機器ならびにインテリア、エクステリア用品の販売および設置工事の請負</u></p> <p><u>19. ガス器具部品および自動車部品の組立加工</u></p> <p><u>20. 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <現行どおり></p> <p>1. ～14. <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>15. 古物業</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>16. 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役会が定める代表取締役に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>前項に定める取締役に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに 監査等委員会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役会が定めた代表取締役に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに 監査等委員会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき</u>、取締役会が定める<u>取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>前項に定める取締役に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>